

# 音楽科学習指導要領における「日本の音楽」の変遷（1）

昭和22年の(試案)から35年(高)の改訂までの分析的検討を通して

佐川 馨

## Transition of “ Japanese Music ” in the Course of Study for Music (Part 1) : Analytical Review of “ Course of Study for Music ” from 1947 to 1960

Kaoru SAGAWA

The purpose of this research was to investigate the transition of “ Japanese Music ” in the “ Course of Study for Music ”. This paper analyzed how the Course of Study had been revised between the tentative plan in 1947 and the revised one for high school in 1960. This research presented two findings. First, “ Japanese Music ” had been incorporated since the tentative plan in 1947. Second, every time the Course of Study was revised, the importance of learning “ Japanese music ” was emphasized, which led to the development of the common teaching materials and the publication of relevant guide books. However, if the teachers themselves do not appreciate “ Japanese Music ”, the teaching of “ Japanese Music ” will be neither developed nor matured. It is important to reconfirm the idea and the meaning of the teaching of the other areas of music education as well as the teaching of “ Japanese Music ”.

Key words : school music education , Japanese Music , Course of Study for Music

### 1. はじめに

現行学習指導要領の改訂以来、学校音楽教育においては「郷土の音楽」を含めた「日本の音楽」の取り扱いの重要性がとりわけ強調されるようになった。その最も顕著な例は和楽器の取り扱いであろう。中学校の内容の取り扱いにおいて「和楽器については、3学年間を通じて1種類以上の楽器を用いること<sup>1)</sup>と規定されたことにより、学校関係者のみならず邦楽界をも巻き込んだ空前の和楽器ブームを引き起こしたのは記憶に新しい。

授業研究会の研究テーマや教育センター等の研修内容、関連する音楽教育雑誌等の記事、書籍の出版等についても和楽器の整備や指導法に関するものが急増した。

学校現場においては、この改訂の影響による和楽器の普及に伴い、その活用を含めた「日本の音楽」の実践事例が多く見られるようになった。最近では音楽科の授業時数削減の影響もあり、「総合的な学習の時間」の中で、「日本の音楽」にかかわる内容が取り上げられることも多い。

加えて、「日本の音楽」やその指導に対する音楽教師の意識も高まり、多くが「日本の音楽」やその指導について好意的に捉えていることや、自身の研修の必要性を強く感じているとの報告もある<sup>2)</sup>。

このように、学校音楽教育における「日本の音楽」の取り組みは、これまでにない活況を呈しているかのように見える。しかし、自身の研修の必要性を強く感じている音楽教師でさえ、和楽器の演奏を含めた「日本の音楽」について、学校音楽教育で取り扱うことの理念や意義を確認しないまま、流行に乗るかのように取り扱ってはいないだろうか。

なぜならば、学校音楽教育における「日本の音楽」の指導の重要性が叫ばれたことは今に始まったことではない。たとえば、小泉文夫の日本の伝統音楽に関する一連の研究<sup>3)</sup>は、研究者のみならず日本の音楽教育界に今なお大きな影響を与えているが、特にわらべ歌を起点とする音楽教育の提唱は、「わらべうた教育」の多くの実践を生み出し、同時にカール・オルフの音楽教育法やコダーイのメソッドが展開される足がかりともなった。また、学校音楽における「日本の音楽」の指導実践が盛んになる足がかりとなったことは言うまでもない。

学習指導要領においても昭和22年の試案の段階から「日本の音楽」は何らかの形で取り上げられてきた。西洋音楽を中心とした枠組みの中での限られた内容とはいえ、和楽器についても、声の取り扱いについても、目標や内容に組み込まれてきたのである。そして、改訂を重

ねるたびに自国の音楽を学習する必要性は強調され、共通教材の設定や関連する指導書等の刊行という成果を生み出してきた。当然のことながら学校現場における実践も、それに呼応するかのごとく盛んになった。

これらのことから考えれば、これまでの学校音楽教育においては、教師自身が「日本の音楽」の音楽的魅力や教材性を十分に理解した上で実践するということなしに、指導要領の改訂のたびに流行のように取り組み、一定の期間が過ぎれば以前と同じ状況に戻ってしまうという繰り返しになってきたのではなかろうか。今日において「日本の音楽」について、学校音楽教育で取り扱うことの理念や意義を再確認することが必要であろう。

そこで本研究は、学習指導要領およびその指導書、解説、指導資料により、戦後から今日に至るまでの学校音楽教育における「日本の音楽」に関する内容の変遷を探ることを目的とする。昭和22年の試案の段階から今日に至るまでの内容を精査することによって、「日本の音楽」を学校音楽教育の中で取り扱うことの理念や意義が再確認されるとともに、これからの指導の在り方を考えていく上での契機になると考える。本稿はその(1)として表1の第1次から第3次までの改訂について取り扱う。

## 2. 分析対象と方法

研究を進めるにあたって、学習指導要領の改訂に合わせて以下のように7次に分けた。このうち第1次から第3次までの学習指導要領および、その解説、指導書から、「日本の音楽」に関連する記述の有無および内容についての分析と考察を行う。

表1 分析の区分

区分	年	度	内 容
第1次	昭和22	1947	学習指導要領(試案)発行
第2次	昭和26	1951	小学校・中学校・高等学校の改訂
	昭和31	1956	高等学校の改訂
第3次	昭和33	1958	小学校・中学校の改訂
	昭和35	1960	高等学校の改訂
第4次	昭和43	1968	小学校の改訂
	昭和44	1969	中学校の改訂
	昭和45	1970	高等学校の改訂
第5次	昭和52	1977	小学校・中学校の改訂
	昭和53	1978	高等学校の改訂
第6次	平成元	1989	小学校・中学校・高等学校の改訂
第7次	平成10	1998	小学校・中学校の改訂
	平成11	1999	高等学校の改訂

なお、「日本の音楽」にかかわる表記については、現行の学習指導要領においては「我が国の音楽」「我が国の伝統音楽」「我が国の古典音楽」などの表記が混在している<sup>4)</sup>。

「我が国の音楽」という表記の場合は、西洋音楽をも含めた「世界の諸民族の音楽」に対応する用語として、我が国の社会や文化・歴史などの中で育まれた音楽文化を総称する意味で用いられている。それは、第1に「我が国の古典音楽」である雅楽、声明、能楽、琵琶楽、歌舞伎音楽、箏曲、三味線音楽、尺八音楽などを包含し、第2に民謡やわらべうた、民俗芸能などの「郷土の伝統音楽」、第3に明治以降の洋楽移入の影響により誕生した邦人による歌曲や邦楽器のための作品などを包含する。

「我が国の伝統音楽」については、「我が国の古典音楽」および「郷土の伝統音楽」を包含するものとして用いられている<sup>5)</sup>。

「郷土の伝統音楽」については、中学校の解説において「地域にある民謡や郷土芸能など」<sup>6)</sup>とし、高等学校の解説においては「民俗音楽」<sup>7)</sup>という表記も見られる。しかし、これらの表記は一般的な区別がつきにくく、その意味するところを十分に伝え得ない。そこで本稿では、これらの趣旨を踏まえつつ、「日本の音楽」について「我が国の古典音楽および現代作曲家による邦楽器のための作品、さらにわらべうたや民謡、郷土芸能を含むもの」と定義し、分析・考察を進めるものとする。

## 3. 学習指導要領記述内容の分析

### 3.1 [第1次] 昭和22年の『学習指導要領(試案)』

昭和22年の『学習指導要領(試案)』は、第2次大戦後のアメリカ軍総司令部による一連の戦後処理の中で発行されたものである。「徳育の涵養」を目標とする戦前の音楽教育観から一転して、音楽美の理解、感得によって美的情操と豊かな人間性を養うことを目指したものである<sup>8)</sup>。また、音楽の社会的効用の一つとして、社会生活や団体生活における秩序の維持を挙げ、とりわけ合奏や合唱の学習活動が有効であることを説いている<sup>9)</sup>。

そのような趣旨の下、音楽科の目標は次のように設定された。

音楽美の理解・感得を行い、これによって高い美的情操と豊かな人間性とを養う

音楽に関する知識及び技術を習得させる

音楽における創造力を養う(旋律や曲を作ること)  
音楽における表現力を養う(歌うことと楽器をひくこと)

楽譜を読む力及び書く力を養う

音楽における鑑賞力を養う<sup>10)</sup>

これらの目標を達成するために、学習領域を歌唱、器楽、鑑賞、創作の四つとした。

「日本の音楽」に関連する記述は、「ヨーロッパ音楽

の音組織を、音楽教育の基礎として教える」<sup>11)</sup>という大方針のため、第4学年になって初めて見られる。

第4学年の歌唱教育の指導目標において、「ヨーロッパ音楽を主体とするが、なお日本の伝統的音楽の音組織による歌も次第に入れる」<sup>12)</sup>ことが示されている。また、同じく歌唱教育の教材選択の基準および指導法として「長音階を主体とするが、これに関係づけて短音階を少数導入する。日本音階(陰音階および陽音階)もまた導入する」<sup>13)</sup>として、次のような譜例を示している。

#### 譜例1(文部省1947:66)



鑑賞領域においては、指導目標の6.として「ヨーロッパ音楽に対する理解を深めるとともに、日本の伝統的音楽及び楽器についての理解も徐々に与えて行く」<sup>14)</sup>と示すとともに、教材の選択の基準および指導法について、5.「日本の伝統音楽のうち単純で且つ上品なものを聞かせる」7.「時々楽器の特徴を生かしているような音楽を聞かせる」とともに、日本の伝統的楽器についても教え、ヨーロッパの楽器との相違に気づかせる」<sup>15)</sup>と示している。

第5,6学年についてもほぼ同様の内容である。中学校にあたる第7学年から9学年までの内容には「日本の音楽」に関連する記述は見られない。

巻末の教材一覧表には第4学年の教材として《かぞえ歌》が示されているのみで、他の学年の教材は外国民謡や日本人の作曲家による作品である。

観賞用音楽レコード一覧表では表2に示すようなものが挙げられている。

表2 鑑賞用音楽レコード一覧表からの抜粋

学年	曲名	作編曲者等	演奏形態
小第3学年	ひらいたひらいた	古謡, 下総暁一	独唱
小第4学年	数え歌変奏曲	古謡, 下総暁一	琴独奏
小第4学年	中国地方の田植歌	民謡, 阪本良隆	独唱
小第5学年	麦打歌	民謡, 下総暁一	管弦楽
小第6学年	正調追分	古謡	尺八
小第6学年	六段	八橋検校	琴
小第6学年	春の海	宮城道雄	琴, ヴァイオリン
中第1学年	今様	古謡	チェロ
中第2学年	吾妻八景	古謡	長歌
中第3学年	越天楽	古曲	雅楽, 管弦楽

小学校第3学年の《ひらいたひらいた》から始まり、中学校第3学年の《越天楽》まで、わらべ歌、箏、尺八、長唄、雅楽、西洋楽器による「日本の音楽」の演奏と、バランスよく配当されている。特に《六段》《春の海》《越天楽》は、音楽的価値、教材性の高さは今もなお充

分に認められている楽曲である。終戦の混乱状態の最中、今日でもなおその教材性や音楽的価値が認められるものを選択した見識の高さは、大いに評価されてしかるべきものであろう。

この学習指導要領(試案)の作成には、当時の文部省視学官、諸井三郎(1903~1977)が主導的役割を果たした。前述の「児童の音感覚を統一な基礎の上で作るため、まずヨーロッパ音楽の音組織を基礎として教え、これの確立を待って、次第に他の音組織にも理解を及ぼして行く」<sup>17)</sup>という方針は、決して日本の伝統的な音楽を軽視したものではなからう。むしろ、明治期からの強く西洋を志向した結果としての当時の学校音楽教育の状況を踏まえたものであり、時代の要請から導き出された学校音楽教育の六つの目標を具現化するための手立てとしてのカリキュラム構成は、戦後の学校音楽教育の再出発の道標としては最善のものといえよう。

このことはまた、表3に示す教師用参考書の一覧を見ても明らかである。決して洋楽一辺倒ではない。確かに西洋音楽的な教材資料とのバランスを見れば、その割合は決して多いとはいえないが、音楽科担当の教師は、西洋音楽ばかりではなく「日本の音楽」に関する研修も必要であることを明確に求めているのである。

表3 教師用参考書として示されているものからの抜粋

書名	著者	出版社
日本音楽講話	田邊尚雄	岩波書店
日本音階の話	下総暁一	管楽研究会
俗楽旋律考	上原六四郎	岩波書店
日本和声の基礎	田中正平	創元社
日本音楽概論	伊庭孝	厚生閣
日本歌謡史	高野辰之	春秋社
日本音楽史	鈴木鼓村	畫報社
日本音楽史	田邊尚雄	雄山閣
本邦音楽教育史	日本教育音楽協会	音楽教育書出版協会

### 3.2 [第2次]昭和26年(1951)の小学校・中学校・高等学校の改訂, 昭和31年(1956)の高等学校の改訂

#### 3.2.1 昭和26年(1951)小学校学習指導要領音楽科編(試案)

国内は戦後の混乱から徐々に落ち着きを取り戻し、民主主義教育が定着しつつあった時期である。学習指導要領は、教科の系統性の重視、基礎学力の充実、道徳教育の充実という新たな要請のもとに改訂された。

音楽科の学習領域は歌唱、器楽、鑑賞、そして創作が創造的表現となり、新たにリズム反応も加わって5領域となった。

音楽教育の一般的な目標として「音楽経験を通じて<sup>18)</sup>、深い美的情操と豊かな人間性とを養い、円満な人格の発

達をはかり、好ましい社会人としての教養を高める」<sup>19)20)</sup>と、教科全体の目標をまとめた形で示すものとなり、その上で、小学校編では七つの一般目標が設定され、中等学校編では九つの目標が設定された。これらの中で、小学校の目標では「音楽という世界共通語を通して、他の国々に対するいっそうよい理解を深める」<sup>21)</sup>と示され、中等学校編においては「各国の音楽を学習することによって、言語・風俗・習慣などを異にする諸民族の間に、いっそうよい理解を得る」<sup>22)</sup>と、幅広く様々な音楽を学ぶことの重要性が強調されている。

「日本の音楽」に関連する記述は、この改訂により早い段階から見られるようになった。小学校第1, 2学年の歌唱領域における教材の内容として「日本音階によるもの」<sup>23)</sup>と示されている。しかし、第3学年では削除され、第4, 5, 6学年の歌唱領域の視唱法による教材として「日本音階による旋律」を取り扱うことが再び示されている<sup>24)</sup>。

注目すべき内容は第5学年の鑑賞領域である。学習活動の例として「日本の民謡の歌唱や演奏を聞く」「長調・短調・日本音階によって作られたものを識別したり、比較したりする」「日本楽器の独奏や合奏について学ぶ」<sup>25)</sup>と示され、観賞領域とはいえ民謡や和楽器についての取り組みが具体的に述べられている。また、第5, 6学年のリズム反応では、郷土舞踊の学習活動についての例も示されている<sup>26)</sup>。

音楽経験の指導法の章においては、第5, 6学年の鑑賞の指導における楽器の理解のために、「日本の楽器・・・中略・・・適宜加える。また、楽器について理解させるた

表4 鑑賞用音楽レコード一覧表からの抜粋

学年	曲名	作編曲者等	演奏形態
低	さくらさくら	日本古謡	ソプラノ
低	ほたる	日本古謡	ソプラノ
高	越後獅子	不詳	長唄
高	松竹梅	不詳	三曲
中	ここはどこ細道じゃ	日本古謡, 下総皖一	児童合唱
中	ずいずいずっころばし	日本古謡, 中田喜直	児童合唱
中	ひらいたひらいた	日本古謡, 下総皖一	児童合唱
低	こもりうた	日本古謡, 服部 正編	独唱 女声合唱
中	通りゃんせ	日本古謡, 藤井典明	女声合唱
高	竹きり・地蔵さま	日本古謡, 木村 繁	混声合唱
高	もうっこ	日本古謡, 木村 繁	混声合唱
中	中国地方の田植歌	日本民謡, 坂本吉隆	二重唱
高	数え歌変奏曲	日本古謡	琴
高	六段	八橋検校	琴
高	追分	日本民謡	尺八
高	春の海	宮城道雄	琴・尺八
高	春の海	宮城道雄	琴・Vn.
高	麦打歌	日本民謡, 下総皖一	管弦楽

めには・・・中略・・・模擬演奏などをさせるのもよい」<sup>27)</sup>と和楽器の導入の可能性についても述べられている。これは、表現と鑑賞の関連という視点から捉えても有意義なものである。

巻末の観賞用音楽レコード一覧に示されている教材は表4のとおりである。22年のものと比較すれば量的には増えているものの、その取り扱いについて特段の配慮がなされているわけではない。また、教師用の参考書(表5)に至っては、その数を大きく減らしている。

今次の改訂は、当時の学校現場や音楽教員の実状を多少なりとも勘案した上で作成されたものではあろうが、「日本の音楽」の取り扱いという点に関しては前回から大きく後退した印象を受ける。ただ、より詳細で具体的な学習活動の例が示されており、その点においては評価されるものといえよう。

表5 教師用参考書として示されているものからの抜粋

書名	著者	出版社
日本音楽史	伊庭 孝	音楽之友社
日本音階の話	下総皖一	音楽之友社

### 3.2.2 昭和26年『中学校高等学校学習指導要領音楽科編(試案)』

昭和26年の『中学校高等学校学習指導要領音楽科編(試案)』では、学校教育における社会的、公民的資質の向上や職業的、個人的能力の発達に資するための音楽科の果たすべき役割が明確に述べられた。その第1章「音楽教育の目的」の第1節「教育課程における音楽科の地位」において、「( )道徳教育ならびに国際理解と音楽」という項目が設けられ、次のように述べられている。

音楽は、国際理解を深める上に効果が多い。なぜかというに、すでに述べたように、音楽は、時代精神や風俗・習慣などをはつきり反映する。しかも、それらは、言語・風習・習慣を異にする人々にも直接訴えるものである。それゆえ、各国の音楽を学習することによって、言語・風俗・習慣などを異にする諸民族の間に、いっそうよい理解を得ることができる。・・・中略・・・中等学校のように、各国のすぐれた音楽文化財を主要教材とする場合には、その学習を高度に進めるために、その音楽の背景となる民族生活や文化の交流などについて、おのずから触れることになる。すなわち、声楽・器楽・鑑賞・創作・音楽史・理論などで、国際理解を推進する上に役立つ事がらが、数多く取り扱われるのである。これがなくては、各国の音楽文化財の真の学習は成立しない。それゆえ、教師は、このことをよく認識して、教育課程の構成や学習指導の実

践において、国際理解を常に念頭に置き、国際理解を深めるのに役立つ学習とすることが大切である<sup>28)</sup>

この記述からも分かるとおり、全体としては音楽科の学習を通しての国際理解という視点からの内容構成、教材配当となっている。

「日本の音楽」に関するものとしては、前回の試案では「日本の伝統的音楽の歌」<sup>29)</sup>「日本の音階」<sup>30)</sup>などの表記がなされ、この改訂の小学校編でも「日本音階」<sup>31)</sup>「日本楽器」<sup>32)</sup>など、「日本」という表記をしていたが、中学校高等学校編では「わが国の音楽と、著名な作曲家について知識を得る」(中学校音楽教育目標、理解の12)<sup>33)</sup>、「わが国および西洋音楽の発達を理解する」(高等学校音楽教育目標、理解の2)<sup>34)</sup>など、「わが国」という表記がされるようになった。「わが国」という表記は、この後の改訂においても用いられる。しかし、26年の中学校高等学校編では「わが国」という表記が一貫して用いられているのに対し、31年の高等学校芸術科編では「日本音楽」<sup>35)</sup>「わが国」<sup>36)</sup>「邦楽」<sup>37)</sup>が内容によって使い分けられている。

中学校における各学年の指導目標ならびに指導内容では、第1学年の鑑賞領域において「わが国のわらべ歌や民謡を鑑賞する」<sup>38)</sup>と示され、理解領域では「わが国のわらべ歌や民謡と、家庭や社会生活との関係を理解する」<sup>39)</sup>と示されるなど、ここで初めて「わらべ歌」という用語が用いられている。「わらべ歌」の音楽文化的な価値や教材性を認めた上での導入と思われるが、穿った見方をすれば、中学校で取り入れようとしていること、学校教育で取り扱わなければならないことなどを考えれば、この時代の子どもを取り巻く音楽文化の急激な変化の状況が推察される。

高等学校の指導目標、指導内容ではさらに発展的なものとなり、理解の領域で「わが国の価値ある音楽文化財には、どのようなものがあるかを知り、それらの歴史的背景を理解するとともに、現代の社会生活における、わが国の音楽の価値や意義を認識する」<sup>40)</sup>と記述されている。

一方、国際理解にかかわる内容も見られるようになった。第2学年の鑑賞領域では「わが国および外国の民謡を鑑賞する」<sup>41)</sup>、理解領域では「各国の民謡と社会生活との関係を理解する」<sup>42)</sup>と示され、第3学年の鑑賞領域では「わが国および外国の民謡ならびに民族音楽を鑑賞する」<sup>43)</sup>、理解領域では「民謡や民族音楽と、社会生活との関係を理解する」<sup>44)</sup>と記述されるなど、ヨーロッパの音楽に加えて日本の音楽と諸民族の音楽にかかわる教材も含めたものとなっている。

この改訂では、わらべうたや民謡など、自国の音楽の

理解を基盤として、諸民族の音楽の理解へと発展させるという系統的な目標および内容の設定がなされており、それは現行の学習指導要領における音楽教育観にも通じる先進的なものといえよう。また、これらの内容の大半が表現領域ではなく、理解や鑑賞の領域でのみ取り扱われていることは、この時代の音楽教育を取り巻く状況を考えれば仕方のないことなのかもしれない。

教材および教師用参考書については表6、表7のとおりである。

表6 鑑賞用音楽レコード一覧表からの抜粋

曲名	作曲者等	種別・曲態
今様	日本古謡	チェロ
吾妻八景	日本古謡	長歌
越天楽	日本古曲	雅楽
江刺し追分	日本民謡	不明
佐渡おけさ	日本民謡	不明
木曾節	日本民謡	不明
安来節	日本民謡	不明
鹿児島おはら節	日本民謡	不明
津軽じょんから	日本民謡	不明
日本わらべ歌東北編	日本民謡	不明

表7 教師用参考書として示されているものからの抜粋

書名	著者	出版社
日本音楽史	伊庭 孝	音楽之友社
日本音階の話	下総皖一	音楽之友社

昭和26年の学習指導要領中・高等学校編全体を「日本の音楽」の取り扱いという視点から考察すると、わが国の民謡も含めた世界各国の民謡を系統的に配列したり、音楽と社会のかかわり、生活との関係などに言及したりしている点は評価される。しかし、「日本の音楽」の扱いは、「わらべ歌」という表記がなされたことを除けば、むしろ前回よりも後退した印象は否めない。

### 3.2.3 昭和31年『高等学校学習指導要領芸術科編』の改訂

昭和23年に誕生した新制高等学校は、新制中学校に接続して高等普通教育と専門教育を行うためのものである。男女共学制の実施や定時制・通信制高校設置による教育の機会均等と民主化、そして高度経済成長の波に乗って高校進学者は増加の一途を辿った<sup>45)</sup>。

それに対応する形で改訂された高等学校学習指導要領は、選択科目が大幅に制限されるとともに、必修教科・科目の増加、履修の順序によって基準性が強化された<sup>46)</sup>。そして、「芸術科は、すべての生徒に履修させることが望ましい」とされ、学校の事情により、70時間2単位、140時間4単位、210時間6単位の教育課程が可能とな

った。また、音楽科の学習領域は「生徒の知的な面から行うもの、感性に訴えて行うもの、表現技能を通して行うもの」という三つの視点から理論、鑑賞、表現の3領域が設定された<sup>47)</sup>。

「日本の音楽」にかかわる記述としては、目標の6として「わが国および諸外国の音楽文化の伝統や動向を理解し、音楽文化の発展に寄与する態度を養う」<sup>48)</sup>と示されており、前回の改訂から用いられた「わが国」という表記が「諸外国」に対応する用語として用いられている。

第1学年の理論領域における音楽史の項には「西洋音楽」と並んで「日本音楽」があり、その具体的な内容として「王朝文化とその音楽」「武士階級の台頭とその音楽」「江戸時代の庶民生活とその音楽」「洋楽の流入と日本の音楽」と記述され、時代を追って系統的に学習するように示されている<sup>49)</sup>。

第2学年では「日本の音楽」に関連する記述は全く見られない。第3学年の指導目標、内容においては理論領域の音楽史の具体的な内容として「時代によって異なる生活の違いや、一般思潮から生れる音楽の特質について展望し…中略…今後のわが国の音楽文化発展の方向に目を向けさせる」<sup>50)</sup>と示されているが、これは必ずしも日本の伝統音楽にかかわるものではない。例として示されている取り扱いの内容も、ヨーロッパ圏の音楽に関するものばかりである。

指導にあたっての留意事項として、(7)「いろいろな音楽の様式や形態とその特色」の項には「洋楽と邦楽の特色」が、(12)「音楽と生活との関係」には「わが国音楽文化財の伝承と活用」が挙げられている<sup>51)</sup>。

この改訂においては、その教材の中心は西洋音楽であり、内容についても同様である。小学校、中学校の指導内容と比較しても、「日本の音楽」に関する扱いは少なく、西洋音楽に大きく重点が置かれていることが分かる。

### 3.3 [第3次]昭和33(1958)年の小学校・中学校の改訂、昭和35(1960)年の高等学校の改訂

#### 3.3.1 昭和33年の小学校の改訂

戦後の不況に苦しんでいた日本の経済が、昭和25年の朝鮮戦争による特需景気によって大きく好転していった時期である。また、国際連合への加盟などともなって日本の国際的地位も向上しつつあり、国民の教育水準の向上は喫緊の課題となった。学習指導要領は、この改訂により試案から告示となり、法的な拘束力を持つに至った。

音楽科においては学習領域が鑑賞と表現の2領域に統合され、「一つの領域に片寄ることなく鑑賞、表現(歌

唱器楽および創作)のあらゆる活動を経験させることが必要」<sup>52)</sup>とされ、両領域の有機的な関連を図りながら、より系統的、発展的な指導が行われるよう求められた。

音楽科の改訂において特に大きな変化は共通教材の設定である。歌唱教材として各学年5曲、鑑賞教材として3曲が指定された。この共通教材の設定により、「日本の音楽」に関連する学習内容は大きく進展することとなった。表8に示すとおり、第2学年歌唱共通教材として《さくらさくら》(日本古謡)が、第4学年歌唱共通教材として《子守歌》(日本古謡、陽旋法)が、そして第6学年の鑑賞共通教材として《六段》(八橋検校)が指定されている。

表8 昭和33年の改訂における共通教材(小)

(歌唱共通教材)

学年	楽曲名
1	かたつむり、月、日の丸
2	さくらさくら、雪、春がきた
3	春の小川、もみじ、汽車
4	子守歌(陽旋法)、村のかじや、赤とんぼ
5	こいのぼり、海、冬げしき
6	おぼろ月夜、われは海の子、ふるさと

(鑑賞共通教材)

学年	楽曲名
1	おもちゃの兵隊、森のかじや、ガボット
2	おどる人形、かつこうワルツ、トルコ行進曲(ハ・ト・ハ・ン)
3	おもちゃシンフォニー、金と銀、金婚式
4	白鳥、スケーターズ・ワルツ、軍隊行進曲
5	くるみ割人形、タンホイザー行進曲、ウイリアム・テル
6	六段、組曲パールギュント第1、第9交響曲から合唱の部

これらに加えて、いずれの学年においても表現領域の(4)「愛唱歌」にかかわる内容として「調は長調、短調および日本旋法のもの」<sup>54)</sup>を取り扱うこととされている。また第5、6学年においては、「読譜や記譜の能力を伸ばす」という内容に日本旋法の旋律の視唱や書き取りが入っている<sup>55)</sup>。

ここで注目されるのは、昭和26年の改訂では「日本音階」と示されていたものが「日本旋法」となったことである。ちなみに、この改訂における中学校編においては「日本音階」という表記がなされている。この表記について中学校指導書では、日本の伝統音楽には音階という概念はなく旋法であるが、諸民族の音階の取り扱いの影響もあり、日本の伝統音楽についても音階とすることを明記している<sup>56)</sup>。

鑑賞領域においては、第4学年の楽器の特徴の理解や音色の聞分けに関する内容に「琴の音色に親しむ」<sup>57)</sup>、第5、6学年では、楽器や声の特徴を理解させる内容に「日本の楽器(琴、三味線および尺八)の形状を知り、音色に親しむ」<sup>58)</sup>と示されている。

なお、この改訂から『君が代』は各学年を通じ児童

の発達段階に即して指導する」と明記されることとなった。

### 3.3.2 昭和33年の中学校の改訂

この改訂により、中学校では教育課程が必修教科、選択教科、道徳、特別教育活動、学校行事から編成されることとなった<sup>59)</sup>。ここで特設された道徳の時間、また、教育内容の系統化と基礎学力の充実、選択教科の設定がこの改訂の特色である。

音楽科の学習領域は、中学校においても表現と鑑賞の2領域となり、また、小学校と同様に共通教材が設定されることとなった(表9)。

表9 昭和33年の改訂における共通教材(中)

(歌唱共通教材)

学年	楽 曲 名
1	わかれ、喜びの歌、朝だ元気だ
2	荒城の月、眠りの精、サンタ ルチア
3	花、こもり歌、やしの実

(鑑賞共通教材)

学年	楽 曲 名
1	春の海、今様、弦楽四重奏曲ハ長調「皇帝」から第2楽章、歌劇「魔弾の射手」から「かりゆうどの合唱」、魔王、組曲「動物の謝肉祭」、チゴイネルワイゼン
2	江刺追分、越後獅子、ピアノソナタ イ長調 K.331、パイオリン協奏曲ホ短調、組曲「アルルの女」第1・第2、子どもの領分、ヘンリー＝パーセルの主題による変奏曲とフーガ
3	雅楽「越天楽」、組曲第2番ロ短調(パッサ)、交響曲第6番「田園」、交響詩「中央アジアの広原にて」、歌劇「おちょう夫人」から「ある晴れた日に」、ポレロ、舞踏組曲「ガイース」

「日本の音楽」にかかわるものとしては、いずれも鑑賞教材ではあるが第1学年は《春の海》(宮城道雄)、《今様》(日本古謡)<sup>60)</sup>、第2学年は《江刺追分》(日本民謡)、《越後獅子》(杵屋六左衛門)<sup>61)</sup>、第3学年は雅楽《越天楽》(日本古曲)<sup>62)</sup>が示されている。

中学校では音楽科の目標の3として「わが国および世界のすぐれた音楽に親しませ、よい音楽を愛好する心情を養い、鑑賞する能力を高める」、4として「わが国および世界の音楽文化に対する正しい理解を得させ、すぐれた音楽を継承し、わが国の音楽文化を向上させようとする基礎的な態度を養う」と掲げられ<sup>63)</sup>、日本の音楽も含めた諸民族の音楽の理解の重要性が強調されることとなった。前回の改訂から取り入れられた国際理解の視点が一層明確に強調されるようになったのである。

各学年の目標は、第1学年の目標(7)において「郷土の音楽やわが国および世界の有名な民謡・民族音楽を取り扱い、それらの違いや共通性を感じさせる」、第2学年では「郷土の音楽、各種の民謡および民族音楽などについて、それぞれの音楽の特色ある美しさを味わわせ

る」など、「郷土の音楽」という用語が用いられるようになった。そして「郷土の音楽」と世界の様々な音楽との学習を通して身に付けたことを、第3学年で「時代別および民族別による音楽の特徴や音楽の組立てを理解させ、特に日本の音楽に対する関心を高める」となり、「日本の音楽」の取り扱いについて、これまでにない明確な目標設定となっている。

また、第1、2学年の表現領域「歌唱教材の範囲」では「民謡および郷土の歌」を含むとされ、「歌唱教材の程度」および「合奏教材の程度」では日本音階も含めることが規定されている<sup>64)</sup>。

指導上の留意事項については、第1学年についてのみ「郷土の音楽を取り上げる場合には、その音楽と生活との関係、伝承されている様子などについて正しい理解をもたせることがたいせつである」<sup>65)</sup>としている。

この改訂は前項でも述べたとおり、国際的地位の向上が図られつつある中でのものであったが、共通教材の登場により、自国の伝統音楽をある程度系統的に学ぶことができるようになった。しかし、教材内容は未だ西洋音楽に大きく偏っており、「日本の音楽」の教材設定についても意見の分かれるところであろう。

### 3.3.3 昭和35年の高等学校の改訂

高等学校においては、景気の好況に伴って進展する技術革新が目覚しく、科学技術教育の充実を目指して改訂されることとなった。

芸術科の改訂においても、改訂の基本方針に「芸術の目的は、一般的に情操の陶冶という面からだけでなく、科学技術の時代における科学的、技術的なものを、よりよい方向に発展させるための裏づけとしての芸術的な内容や芸術的な能力が必要になるので、芸術科の目標には、情操の陶冶と並んで、芸術的能力を養うことが必要であることを、芸術科の目標として強調している」<sup>66)</sup>と示すなど、科学技術の進展に貢献するという意味合いでの改訂であることが強調されている。

この改訂により必修科目が増やされ、「すべての生徒に2単位履修させることが望ましい」<sup>67)</sup>とされていた芸術は1科目2単位の必修となった。

音楽の目標では(2)「わが国および諸外国のすぐれた音楽に親しませ、美的感動を得させるとともに鑑賞する能力を養う」、(3)「わが国および諸外国の音楽の動向を概観し、音楽が文化の中に占める地位を理解させる」<sup>68)</sup>と示されている。

また、内容では表現領域の歌唱の「教材の範囲や程度」として、「わが国や世界の親しみやすくすぐれた歌曲」「わが国や世界の、芸術的にかおりの高い民謡」と示されている。このことについて解説では、「特に取り上げ

た『わが国』については、わが国の音楽特有の表情などから得られる共感などにより、祖先の生活と祖国の自然とが生んだものへの感得理解を通して、わが国の音楽文化を創造していくための基盤をつくらうという目標をめざしている<sup>69)</sup>としている。

高等学校では共通教材の設定はされていないが、小学校中学校における教材設定の影響は見られる。たとえば、鑑賞領域において「教材の範囲や程度」として「日本音楽の代表的なもの」と示しているが、このことについて「一項おこしてふれている点に注意してほしい」と喚起した上で、「古い音楽についての批判と暖かい愛情と尊敬、そして正しい理解は今後のわが国独自の音楽文化を作り出す大きな原動力となるという考え方に立って、その教材を選ぶ必要がある<sup>70)</sup>」と強調している。

「日本の音楽」の取り扱いについては、この改訂を契機に充実の道を辿る。改訂前ではあるが、昭和33年に文部省は『高等学校芸術科音楽指導書音楽史編』を発刊し、その第4部に「日本音楽とその特質」という項が設けられ、学校音楽教育の世界における初めてのまとまった指導資料となった。

そのような指導資料としては昭和48年の中学校音楽指導資料第1集『日本の音楽の指導』が最も充実したものである。全177ページに付録として38ページからなる写真集、ヨーロッパやアジアの音楽との比較年表によって構成されている。「日本の音楽」の種類や楽器、理論に加えて、指導の実例も示されており、その後の学校現場における「日本の音楽」の指導の充実大いに資することとなった。

音楽 については、と大きく異なる点は見られないが、指導計画作成および指導上の留意事項の(5)において「表現ならびに鑑賞の学習で取り扱う教材については、西洋のものにとどまらず、広い視野に立ち、東洋や日本のものにもわたるように配慮する<sup>71)</sup>」としたことについて、「従来は、とく西洋の音楽にのみ片寄り、さらにまた、古典およびロマン音楽が中心におかれ、古い時代や、ごく新しい時代の音楽には背をむけている観があった。しかし、今後はもっと広い視野に立って、教材を選ぶようにしなければならない<sup>72)</sup>」と述べられている。

この改訂により「日本の音楽」のみならず、教材としての取り扱いの範囲は拡大されていく。そして、昭和45年の世界万国博覧会を契機に「日本の音楽」の扱いは一層重視されていくのである。

#### 4. 総合考察

以上、本稿では学習指導要領における「日本の音楽」について、昭和22年の『学習指導要領(試案)』から35

年の高等学校までの改訂までを区分として、その変遷を分析・考察した。

「日本の音楽」にかかわる内容は、西洋音楽にかかわる内容に比較して、その記述量の少なさは明らかである。しかし、試案の段階においての「ヨーロッパ音楽の音組織を学んだ後に日本や他の音組織を学んでいく」という流れは、明治期からの日本の音楽教育の状況を考えれば自然なことであり、歴史的必然といえよう。

その中であって、<第1次>においての第3学年までの西洋音楽による歌唱の活動の後に、4年からの短音階や日本の伝統的音楽の音組織による歌の導入という流れは、身体的発達段階や音楽の諸能力の伸長から捉えても的確なものと言えるのではなからうか。鑑賞教材についても、わらべ歌《ひらいたひらいた》から始まって民謡、和楽器、洋楽器と和楽器の比較、長唄、雅楽という設定は評価できる。また、教師の研修資料として提示した様々な楽書や教育資料も有益なものである。

ただ、「日本の音楽」という視点からのみ捉えれば、小学校段階で学んだものが上の学年(第7学年から9学年)へとつながるカリキュラムとなっていない。義務教育の最終段階において身に付けるべき音楽的教養としては、西洋音楽的なものがふさわしいという風潮があったのであろう。

<第2次>では、歌唱の教材として小学校第1学年から「日本音階によるもの」と示されるなど、早い段階からの導入がみられる。また鑑賞領域でも、第5学年から民謡や和楽器についての記述がみられる。鑑賞教材は低中学年はわらべ歌、高学年では民謡、和楽器、長唄、三曲などが設定されている。

中学校、高等学校では国際理解の視点から「わが国」という表記が登場し、「わらべ歌」という用語も用いられる。鑑賞教材として民謡が多く示され、自国の音楽の理解を基盤とした諸民族の音楽の理解をも含めたカリキュラム構成となる。しかし、全般には<第1次>よりも「日本の音楽」の取り扱いについては後退する。

<第3次>では、学習指導要領が法的な拘束力を持つようになり、表現と鑑賞の2領域という現在の形と同じものになる。ここでは共通教材の設定により、日本人の手による歌唱教材、そして特に中学校における邦楽、民謡、雅楽などの鑑賞教材が「日本の音楽」の推進に大きな役割を果たすことになる。さらには高等学校指導書など、指導用資料充実をもたらすのである。

この改訂により、「日本の音楽」の扱いは大きく前進し、やがて昭和44年の中学校学習指導要領における充実へとつながっていくのである。



## 5. おわりに

本稿では学習指導要領における「日本の音楽」の変遷を、昭和22年の試案から35年の高等学校の改訂までの流れの中で考察した。そこでは、明治期の文明開化思想の下で始まった洋楽一辺倒の時代の影響が色濃く残る音楽教育思想とともに、戦後の混乱期にもかかわらず、自国の音楽文化を優れた知見によって、少しずつ取り入れてきた足跡が確認された。

混乱の状況の中で植えられた「日本の音楽」という種が、数次の改訂を経て芽を出し葉や花をつけ、実を結ぼうとしてきたのである。しかし冒頭でも指摘したとおり、学校音楽教育の世界では、結実する前に他の花の手入れに移る教師も多かった。たとえば1970年から90年代にかけての民族音楽のブームなどである。民族音楽が一段落したところでの現行の学習指導要領の改訂は、日本の音楽の指導が再び注目を浴びるきっかけを作った。

いま大切なことは、「日本の音楽」の指導についてはもちろん、他の教育内容についても今一度その指導の理念や意義を再確認することであろう。

本稿では7次までの改訂のうち3次までを取り扱った。第4次以降の分析、考察をすることが今後の取り組むべき課題であり、取り組む中から「日本の音楽」の指導の在り方を探っていきたい。

## 注および引用文献

- 1) 文部省『中学校学習指導要領解説音楽編』東京：教育芸術社，1999年，p.70.
- 2) 拙稿「秋田県の学校音楽教育における『日本の音楽』の指導に関する調査研究」『秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要』第28号，2006年，pp.33-43.
- 3) 小泉文夫『日本伝統音楽の研究<民謡研究の方法と音階の基本構造>』東京：音楽之友社，1958年。『日本伝統音楽の研究 2 リズム』東京：音楽之友社，1982年など。
- 4) 文部省，前掲書，1999年，p.56.
- 5) 文部省『高等学校学習指導要領解説芸術編音楽編美術編』東京：教育芸術社，1999年，p.31.
- 6) 文部省，前掲書（中学校），p.58.
- 7) 文部省，前掲書（高等学校），p.31.
- 8) 文部省『学習指導要領音楽編』東京：東京書籍，1947年，p.1.
- 9) 同書，p.4.
- 10) 同書，p.1.
- 11) 同書，p.42.
- 12) 同書，p.65.
- 13) 同書，p.66.
- 14) 同書，p.69.
- 15) 同書，p.69.
- 16) 同書，p.69.
- 17) 同書，p.42.
- 18) 中等学校編では「通じて」ではなく「とおして」と表記されている。
- 19) 文部省『小学校学習指導要領音楽科編（試案）』東京：教育出版，1951年，p.14.小学校編では，この文言を「音楽教育の目的」としている。
- 20) 文部省『中学校高等学校学習指導要領音楽科編（試案）』東京：教育出版，1951年，p.9.中学校高等学校編では，この文言を「音楽教育の目標」としている。
- 21) 文部省『小学校学習指導要領音楽科編（試案）』1951年，p.14.
- 22) 文部省『中学校高等学校学習指導要領音楽科編（試案）』1951年，p.10.
- 23) 同書，p.28.
- 24) 同書，p.57，67，77.
- 25) 同書，p.71.
- 26) 同書，p.75，86.
- 27) 同書，p.109.
- 28) 文部省『中学校高等学校学習指導要領音楽科編（試案）』東京：教育出版，1951年，p.9.
- 29) 文部省『小学校学習指導要領音楽科編（試案）』1947年，p.65.
- 30) 同書p.66.
- 31) 文部省『小学校学習指導要領音楽科編（試案）』1951年，p.28など.
- 32) 同書，p.72.
- 33) 文部省『中学校高等学校学習指導要領音楽科編（試案）』，1951年，p.12.
- 34) 同書，p.14.
- 35) 文部省『高等学校学習指導要領芸術科編』大阪：日本文教出版，1956年，p.9.
- 36) 同書，p.24.
- 37) 同書，p.25.
- 38) 文部省『中学校高等学校学習指導要領音楽科編（試案）』，1951年，p.24.
- 39) 同書，p.24.
- 40) 同書，p.39.
- 41) 同書，p.27.
- 42) 同書，p.27.
- 43) 同書，p.29.
- 44) 同書，p.30.
- 45) 上原一馬『日本音楽教育文化史』東京：音楽之友社，1988年，pp.396-397.
- 46) 同書，p.400.
- 47) 文部省『高等学校学習指導要領芸術科編』大阪：日本文教出版，1956年，pp.2-5.

- 48) 同書, p.4.  
49) 同書, pp.9-10.  
50) 同書, p.18.  
51) 同書, pp.24-25.  
52) 大蔵省印刷局『小学校学習指導要領』大蔵省印刷局, 1958年, p.163.  
53) 同書, pp.139-159.  
54) 同書, p.134, 139, 144, 149, 155, 160.  
55) 同書, p.154, 160.  
56) 文部省『中学校音楽指導書』東京: 東洋館出版, 1959年, pp.204-205.  
57) 大蔵省印刷局, 同書, p.147.  
58) 同書, p.152, 158.  
59) 文部省『中学校学習指導要領』, 東京, 帝国地方行政学会, 1958年, p.1.  
60) 同書, p.114.  
61) 同書p.121.  
62) 同書, p.128.  
63) 同書, p.108.  
64) 同書, pp.110-112.  
65) 同書, p.114.  
66) 文部省『高等学校学習指導要領解説芸術音楽美術編』東京: 教育出版, 1967年, p.3.  
67) 文部省『高等学校学習指導要領一般編』東京: 教育図書, 1956年, p.23.  
68) 文部省『高等学校学習指導要領解説芸術音楽美術編』東京: 教育出版, 1967年, p.272.  
69) 同書, p.31.  
70) 同書, pp.50-51.  
71) 同書, p.279.  
72) 同書, p.80.